

令和5年度第6回碧南市選挙管理委員会 次第

令和6年3月11日（月）午後1時30分

碧南市役所1階 選挙管理委員会室

1 協議事項

- (1) 碧南市長選挙・碧南市議会議員一般選挙の期日前投票所における投票立会人の選任について（P 1）
- (2) 碧南市長選挙・碧南市議会議員一般選挙のポスター掲示場設置場所の変更について（P 2～P 3）

2 報告事項

- (1) 碧南市長選挙・碧南市議会議員一般選挙の立候補受付について（P 4～P 8）
- (2) 碧南市明るい選挙推進協議会について（別紙）

3 その他

1 協議事項 (2) 碧南市長選挙・碧南市議会議員一般選挙のポスター掲示場設置場所の変更について

1 設置数

市内133箇所（19投票区各7箇所）

2 設置場所

3 ページ参照

3 変更箇所

(1) 第3投票所

19

変更後	碧南工科高等学校（丸山町3丁目3番地10）
変更前	丸山町ポケット広場（丸山町2丁目地内）

21

変更後	碧南市民図書館第6駐車場内（西山町6丁目地内）
変更前	土地開発公社所有地（久沓町4丁目8番1）

(2) 第4投票所

22

変更後	市所有地（六軒町2丁目87番）
変更前	土地開発公社所有地（六軒町2丁目101番）

第2投票区

第3投票区

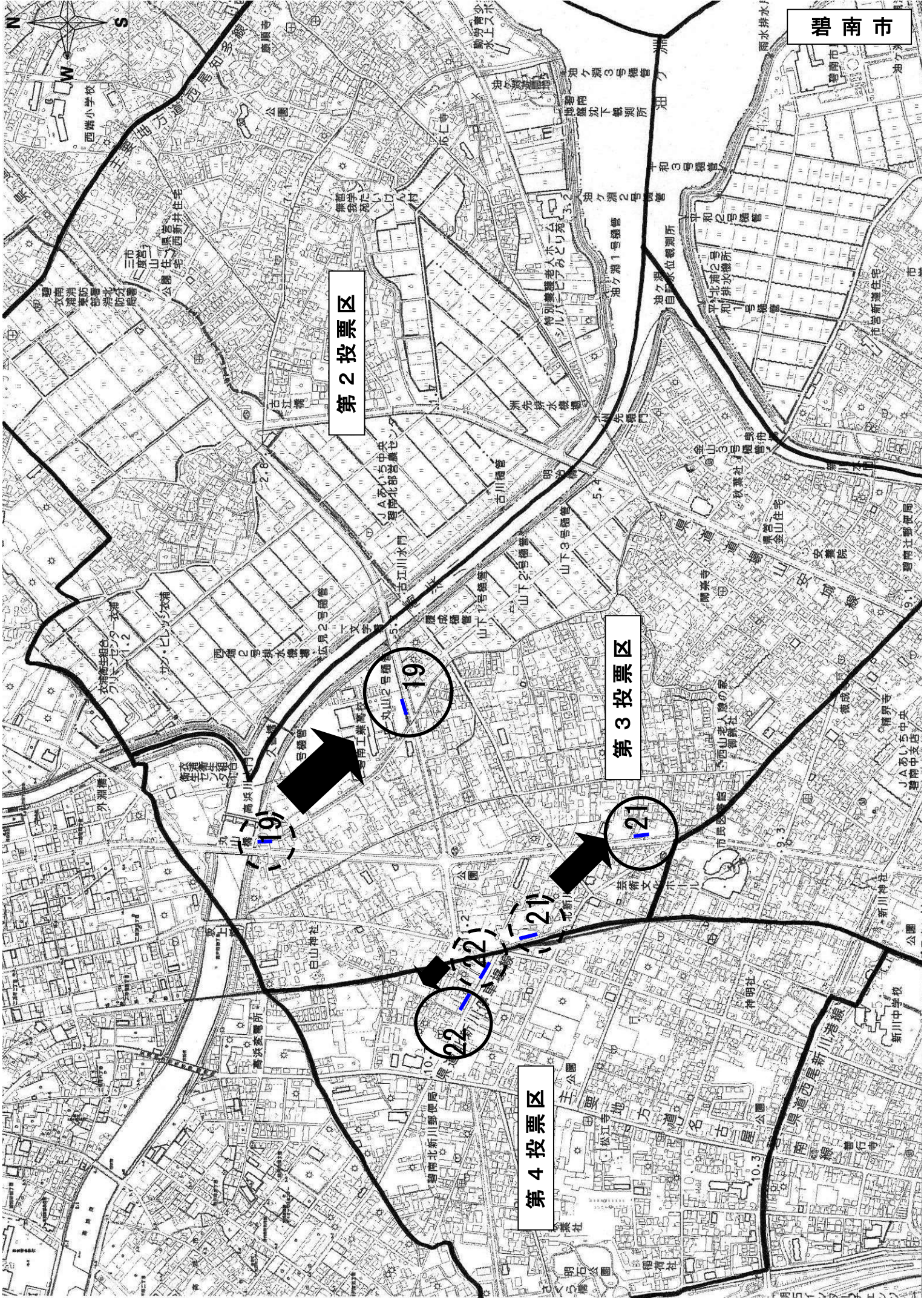
第4投票区

19

21

22

19



## 2 報告事項 (1) 碧南市長・碧南市議会議員一般選挙の立候補受付について

### 1 日時

4月14日(日)

**仮受付**：午前8時～8時30分 **本受付**：午前8時30分～午後5時

※市役所には、午前8時00分以降にレストラン棟(大戸屋)入口から入庁してください。

### 2 場所

碧南市役所2階 会議室4・5

### 3 持参するもの

- (1) 立候補届出書類
  - (2) その他の届出書類
  - (3) 公営関係書類
  - (4) 候補者印(届出書に押印した印)
- } **事前審査で封印した封筒(開封厳禁)**

### 4 立候補受付

#### (1) 仮受付(午前8時～8時30分)

ア 受付係(図A)で到着順に「立候補受付番号表」に候補者氏名、ふりがな及び届出人氏名を記入してください。また、「立候補届出番号票」に候補者氏名及びふりがなを記入してください。※この立候補届出番号票は、受付開始時に抽選係にてお渡しいたします。

記入後、小リボン(市長：桃色 市議：黄色)を2つ渡しますので、会議室1で候補者名を記入の上、胸に着け、**代表者2名のみ会議室4・5に入場**して待機所(図B)で待機してください(代表者以外はそのまま会議室1でお待ちください)。待機所(図B)は席の指定はありません。

イ 午前8時30分に、仮受付者の「立候補届出順位」を抽選係(図C)にて決定します。抽選は選挙管理委員会が行い、仮受付番号順に届出順位を発表します。呼出係の呼び出しがあるまで待機所(図B)で待機してください。

#### (2) 本受付(午前8時30分～午後5時)

午前8時30分以降に到着した方は、抽選はありません。受付係(図A)で「立候補受付番号表」に候補者氏名、ふりがな及び届出人氏名を記入してください。また、「立候補届出番号票」に候補者氏名及びふりがなを記入してください。届出番号に従い、順次立候補受付を行いますので、呼出係の呼び出しがあるまで待機所(図B)で待

機してください。

### (3) 届出番号決定後の流れ

ア 市長選挙と市議会議員選挙を同時に届出番号順に立候補受付を開始します。呼出係による呼び出しに従って、抽選係で立候補届出番号票を受け取り、呼出係に指定された立候補受付係(図D)にて受付をしてください。

イ 立候補受付係にて立候補届出番号票を提示し、立候補届出書類の審査を行います(図：市長D1、市議D2・D3)。※D1については、市長の審査が終わり次第、市議の審査を行います。審査後、受領書と引換えに資材・証明書等を交付します。また、選挙公営書類の受付も同時に行います。

ウ 立候補受付後、腕章・標旗等記入所(図E)で各種選挙資材及び証明書に自候補者の名前を記入してください。※届出番号はあらかじめ記入済です。なお、通称認定を受けている場合は、通称名で記入してください。

## 5 交付資材・証明書等

### (1) 証明書・諸用紙関係

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ① 候補者証明書         | ⑤ 選挙運動用通常葉書差出票       |
| ② 通称使用認定書(申請者のみ) | ⑥ 新聞広告掲載証明書          |
| ③ 選挙公営確認書(申請者のみ) | ⑦ 個人演説会開催申出書         |
| ④ 候補者用通常葉書使用証明書  | ⑧ 選挙運動費用支出制限額(告示文写し) |

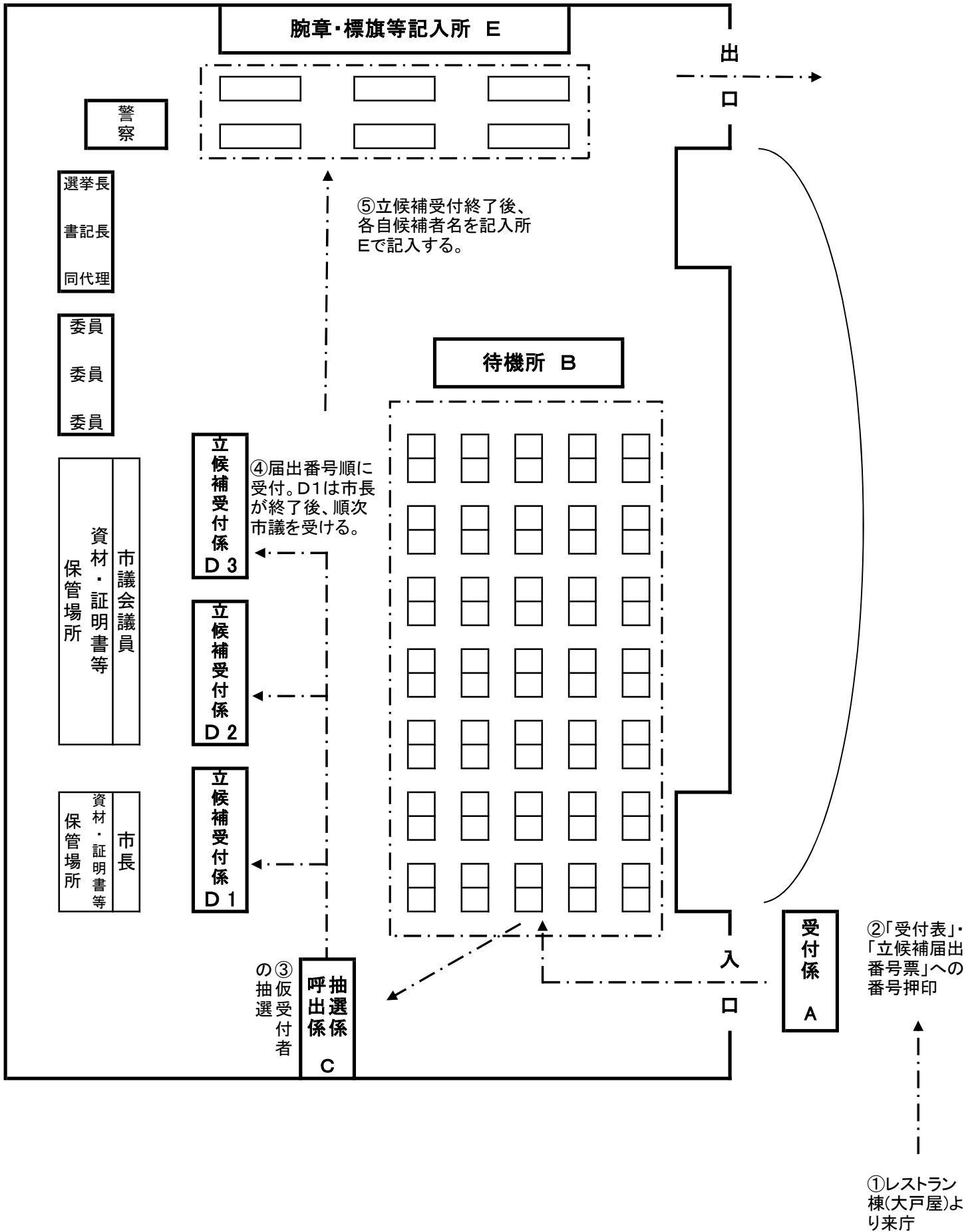
### (2) 表示関係

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ① 胸章      | ④ 街頭演説用標旗         |
| ② 乗車用腕章   | ⑤ 選挙運動用自動車(船舶)の表示 |
| ③ 街頭演説用腕章 | ⑥ 選挙運動用拡声機の表示     |

## 6 その他

立候補の届出が終了するまで選挙運動(例えば、選挙運動用自動車の看板等を外から見えるようにすること、選挙ポスターの掲示など)はできませんのでご注意ください。

# 立候補受付会場図(会議室4・5)



選挙長	書記長	届出番号	
		受理時刻	時 分

※この欄は記載しないでください

## 碧南市長選挙候補者届出書

令和6年4月14日

碧南市長選挙  
選挙長 栗津康之 殿

氏名

次のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

(ふりがな) 候補者氏名		性別	
本籍			
住所	愛知県		
生年月日	年	月	日 (満 歳)
党派		職業	
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和6年4月21日執行 碧南市長選挙		
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派証明書（党派欄が「無所属」でない場合） 4 戸籍の謄本又は抄本		

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載すること。
- 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載すること。
- 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載すること。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならないが、地方自治法第92条、第92条の2及び第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載すること。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 公職の候補者が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙長	書記長	届出番号	
		受理時刻	時 分

※この欄は記載しないでください

## 碧南市議会議員一般選挙候補者届出書

令和6年4月14日

碧南市議会議員一般選挙

選挙長 岡本耕也 殿

氏名

次のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

(ふりがな) 候補者氏名		性 別	
本 籍			
住 所	愛知県		
生年月日	年	月	日 (満 歳)
党 派		職 業	
一のウェブサイト等のアドレス			
選 挙	令和6年4月21日執行 碧南市議会議員一般選挙		
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派証明書(党派欄が「無所属」でない場合) 4 戸籍の謄本又は抄本		

### 備 考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載すること。
- 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載すること。
- 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載すること。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならず、地方自治法第92条、第92条の2及び第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載すること。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 公職の候補者が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。